

平成30年度 市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成30年1月1日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。平成30年度市・県民税納税通知書については、6月6日(水)に発送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象 平成30年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

(例)収入が公的年金のみの場合

▽ 平成30年度年税額が66,000円の場合のモデルケース

平成29年度年税額	年税額 66,000円〔6月に決定〕					
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

(平成29年度年税額60,000円 ÷ 2) ÷ 3
 = 10,000円 を4～8月に仮徴収

年税額 66,000円 から
 4～8月で納めた30,000円を
 差し引いた残額36,000円を
 3回に分けて徴収

※上のモデルケースは公的年金からの特別徴収(天引き)が2年目以降の徴収方法になります。特別徴収(天引き)開始年度は徴収方法が異なります。

公的年金収入が400万円以下の人へ ～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告がお済みの人は、市・県民税の申告を重ねてする必要はありません)。

また、市・県民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得金額が125万円以下であれば非課税になります。

平成30年度の各種税証明書の発行は6月6日(水)から

平成30年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月6日(水)から取得することができます。ただし、市・県民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。

介護保険負担割合証が新しくなります

問合せ 介護福祉課

☎(42)8444・FAX(43)5600

現在利用している「介護保険負担割合証」(桃色)の有効期限は、7月末までとなります。8月からは新しい負担割合証(緑色)をご利用ください。

要支援・要介護の認定を受けている人などに、利用者の負担(1割・2割または3割)を記載した新しい「介護保険負担割合証」を、7月下旬に特定記録郵便で郵送します。

介護保険サービスの自己負担割合

65歳以上で介護保険サービスの自己負担割合が2割である人の中で、特に所得の高い人は、8月から3割負担となります。

所得区分		自己負担割合	
		7月まで	8月から
右の①②の両方を満たす人	① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が ◆ 1人の場合、340万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて463万円以上	2割	3割
右の①②の両方を満たす人で 3割負担とならない人	① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が ◆ 1人の場合、280万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割	
2割負担、3割負担の対象とならない人 (64歳以下の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人など)		1割	

※利用者の負担額には月額の上限額(高額介護サービス費)があるため、実際の負担は自己負担割合が2割または3割となった人が必ずしも2倍または3倍になるとは限りません。詳細については、「介護保険負担割合証」同封のチラシを参照、または、お問い合わせください。

介護保険による住宅改修費の支給と福祉用具の利用について

介護保険では、介護を必要とする人が住み慣れた家で自立した生活を送れるよう、住宅改修費の支給や福祉用具の利用をすることができます。利用には、要介護認定(要支援1、2・要介護1～5)が必要で、自己負担割合は所得によって違います。すでに要介護認定を受けている人は、自己負担割合の記載された介護保険負担割合証が発行されていますので、ご確認ください。

住宅改修

要介護認定を受けている人が、生活環境を整えるための住宅改修が必要な場合、申請して認められると介護保険から住宅改修費が支給されます。(利用限度額は20万円を上限として費用の8～9割です。※8月からは7割となる人もいますのでご注意ください。)

〔介護保険の対象となる住宅改修の一例〕

- ・手すりの取付け
- ・和式から洋式への便器の取替え
- ・段差や傾斜の解消
- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え

※事前申請が必要です。必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護福祉課までご相談ください。工事施工後の申請はお受けできません。

福祉用具

介護保険では、日常生活の自立を助け、介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入や貸与(レンタル)が利用できます。(購入の場合、利用限度額は年間10万円を上限として費用の8～9割です。※8月からは7割となる人もいますのでご注意ください。)

〔購入の対象となる福祉用具の一例〕

- ・腰かけ便座(ポータブルトイレなど)
- ・入浴補助用具(入浴用いす、バスボードなど)
- ・簡易浴槽

〔レンタルの対象となる福祉用具の一例〕

- ・杖や歩行器
- ・工事を必要としない手すりやスロープ
- ・車椅子や介護用ベッド(要介護2～5が対象)

※利用には申請が必要です。心身の状態に合った福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などにご相談ください。